

# 第5章 計画の推進体制

今後の超高齢社会に対応すべく、介護保険事業等を本計画に沿って適切かつ確実に推進するためには、市民参加が今後も非常に重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

## 1 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、小野市介護保険運営協議会で、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について、調査や審議を行います。

## 2 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについて、ケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。また、利用者がサービスの利用によって効果が出ているか、利用者本人、家族及び関係者からの聞き取り調査も行います。

## 3 広報・啓発

本計画に掲げるさまざまな施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、市民全員が高齢社会の現状や課題を理解し、ともに助け合うことが重要です。

このため、市広報誌への掲載、介護保険ガイドブックの配布、市ホームページの活用等により、市民に対して本計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。

